

競争入札参加資格審査申請の手引き

石川県土木部監理課

目 次

競争入札参加資格を取得するまでの流れ	1
1 競争入札参加資格（指名願）とは	2
2 資格を申請することのできる業種	2
3 資格審査申請に必要な要件	3
4 申請受付期間	4
5 審査基準日	5
6 資格審査申請の方法	5
7 資格有効期間	12
8 等級の決定（建設工事のみ）	12
9 主観点数とは（県内建設工事業者のみ）	12
10 資格内容変更の届出について	13
11 申請業種の追加について	15
12 建設業者の地位の承継について	15
13 組織変更があった場合について	16
14 経常建設共同企業体の申請について	16
15 電子入札への参加について	16

<問い合わせ先>

石川県土木部監理課入札・契約グループ TEL：076-225-1712

石川県土木部監理課ホームページ（申請時期の案内等を掲載）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

石川県 CALS/EC ホームページ（システムへのリンク等を掲載）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>

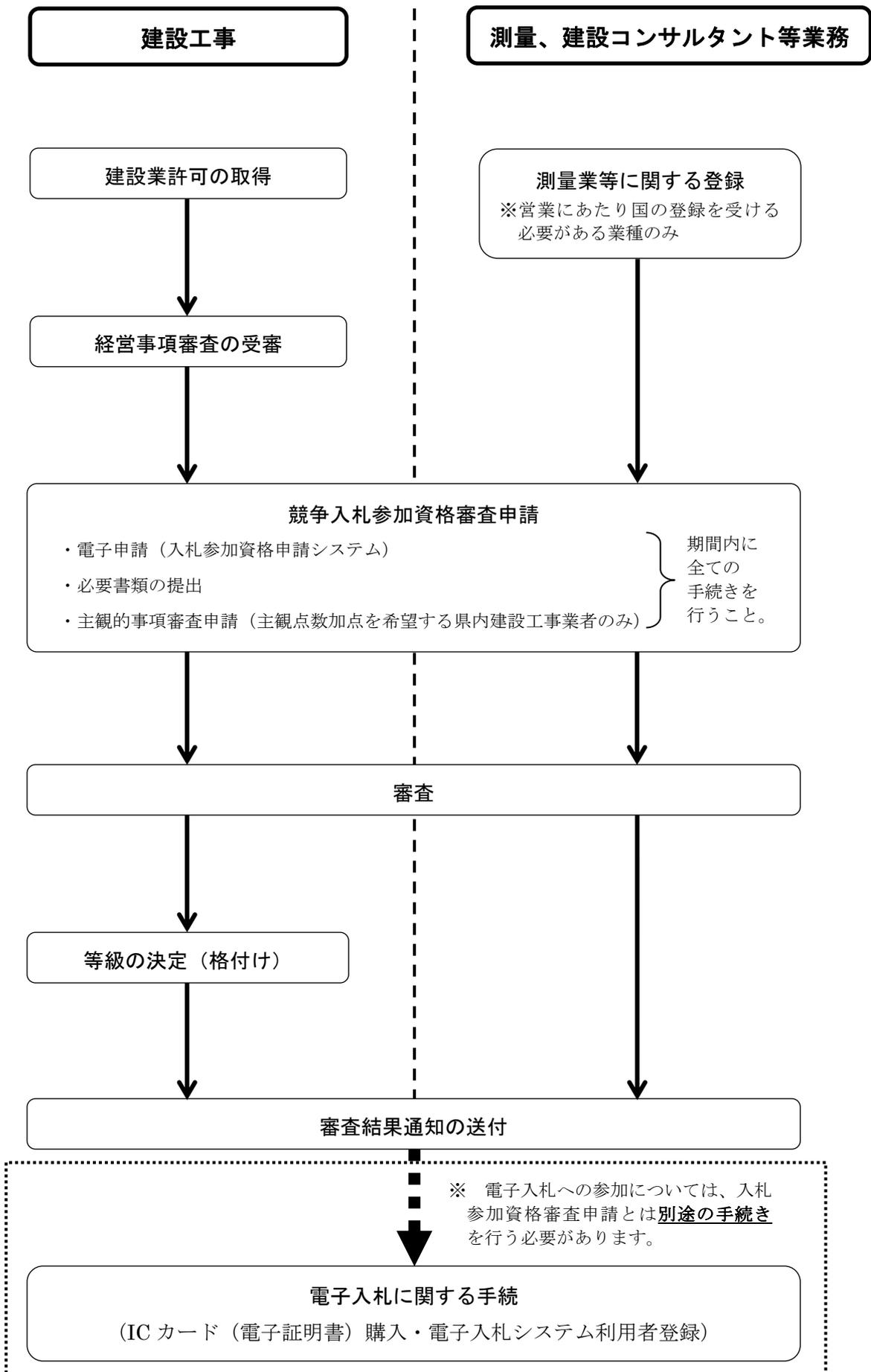


< 監理課 HP >



< CALS/EC HP >

◎ 競争入札参加資格を取得するまでの流れ



1 競争入札参加資格（指名願）とは

石川県では、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の競争入札に参加するために必要な資格等（競争入札参加資格）を定めています。

石川県が発注する工事・業務の競争入札へ参加することを希望する者は、競争入札参加資格を取得し、有資格者となる必要があります。

※ 石川県が発注する物品購入等及び建築物管理に係る競争入札参加資格の審査については、総務部管財課が所管する手続きにより別途申請する必要があります。

また、石川県内にある他機関（国、市町等）の競争入札参加資格の申請等については、当該機関にお問い合わせください。

2 資格を申請することのできる業種

(1) 建設工事

建設業法別表第1に記載されている29業種

(2) 委託業務

申請可能業種	詳細区分	申請可能業種	詳細区分		
測量	測量一般	建築（設備）設計	建築一般		
	地区の調整		意匠		
	航空測量		構造		
建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋		暖冷房		
	港湾及び空港		衛生		
	電力土木		電気		
	道路		建築積算		
	鉄道		機械積算		
	上水道及び工業用水道		電気積算		
	下水道		調査・試験		
	農業土木		地質調査	地質調査	
	森林土木			物理探査	
	水産土木			ボーリング	
	廃棄物			土質試験	
	造園		造園管理	造園管理	
	都市計画及び地方計画		その他	補償コンサルタント	土地調査
	地質	土地評価			
	土質及び基礎	物件			
	鋼構造及びコンクリート	機械工作物			
	トンネル	営業補償・特殊補償			
	施工計画、施工設備及び積算	事業損失			
	建設環境	補償関連			
	機械	総合補償			
電気電子	調査・試験	調査・試験			調査・試験
					道路清掃
計量証明					
その他					

3 資格審査申請に必要な要件

「石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成 8 年石川県告示第 354 号）」により、入札参加資格審査を申請できる者の要件について以下のとおり定めています。

(1) 建設工事

- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受け、当該審査の結果について、同法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の請求をしている者
- ② 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 5 条第 1 項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者となったことについて、同法第 7 条の規定による届出をしている者
- ③ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 3 項及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 6 条第 1 項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第 48 条及び厚生年金保険法第 27 条の規定による届出をしている者

※ ②、③については、それぞれの法律において届出の義務がないこととされている場合を除きます。

(2) 委託業務

申請業種	申請できる者
測量	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条第 1 項の規定による登録を受けている者
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている者
建築(設備)設計	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による登録を受けている者
地質調査	地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている者
その他のうち補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条第 1 項の規定による登録を受けている者

※ 上記以外の業種については、法令等による登録は必要ありません。

(3) 建設工事・委託業務共通

- ① 入札参加資格審査の申請日の1ヶ月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）及び消費税を完納している者

※ 入札参加資格審査の申請日の1ヶ月前以降に発行された納税証明書において、滞納が発生していないことが確認できる者であることが必要です。

- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しない者又は同項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過した者

【 地方自治法施行令第167条の4 】

(一般競争入札の参加者の資格)

第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第2項 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 申請受付期間

入札参加資格審査申請の受付は、概ね以下の日程で行っています。

(1) 定期申請

- ・ 県内に主たる営業所を有する業者：西暦奇数年の2月～3月頃
- ・ 県外に主たる営業所を有する業者：西暦偶数年の2月～3月頃

(2) 随時申請

- ・ 県内・県外業者共通：例年6月～翌年2月頃

※ 年度により異なる日程となる場合がありますので、詳細な日程については、石川県土木部監理課ホームページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>) 等で事前にご確認ください。

5 審査基準日

入札参加資格の審査基準日は以下のとおりとなっています。

定期申請	随時申請
当該年度の10月1日直前の 事業年度の終了の日	申請日の属する年度の前年度の 10月1日直前の事業年度の終了の日

<例>

- ① 令和6年度に入札参加資格審査の定期申請（R7.2月に実施）を行う場合
→ 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間の事業年度終了の日

- ② 令和7年度に入札参加資格審査の随時申請（R7.6月～R8.2月まで実施）を行う場合
→ 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間の事業年度終了の日

※ 建設工事の場合は審査基準日に対応した経営事項審査結果通知書を、測量等業務の場合は審査基準日に対応した財務諸表等をそれぞれ提出してください。

6 資格審査申請の方法

以下の手続きを申請期間内に両方とも行っていただくことが必要です。

データ送信及び必要書類提出の両方が申請期間内にされない限り、申請したものは認められません。

- ① 「石川県 CALS/EC ホームページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>)」より、「入札参加資格申請システム」にアクセスし、電子申請を行ってください。

※ パソコンの設定方法・電子申請の操作手順については、お手数ですが上記ホームページより別途ご参照ください。

- ② 建設工事又は委託業務の区分ごとに、次ページ以降の表に掲げる必要書類を石川県土木部監理課入札・契約グループあてに送付してください。
(ご送付の際、ファイル等に綴じていただく必要はありません。)

(1) 必要書類一覧

各書類の詳細については次ページ以降を参照のこと。

<建設工事>

必要書類	区分	
	県内	県外
① 経審結果通知書 (経営規模等評価結果通知書及び総合評 定値通知書)の写し	○	○
② 委任状	▲※1	▲※1
③ 国税納税証明書	○	○
④ 県税納税証明書	○	▲※2
⑤ 役員名簿	▲※3	○
⑥ 業態調書	○	×
⑦ 主観的事項審査資料	▲※4	×
⑧ 保険加入を確認 できるもの	▲※5	▲※5

○：必須提出
▲：必要に応じて提出
×：(原則)提出不要

定期申請・随時申請ともに左記の書類を提出すること。

- ※1 … 建設業法上の主たる営業所以外の営業所(従たる営業所)に見積等の権限を委任する場合に提出
 ※2 … 石川県内に委任先となる営業所がある場合に提出
 ※3 … 石川県知事許可業者 **提出不要**
 国土交通大臣許可業者 **必須提出**
 ※4 … 主観点数の加点対象となる場合のみ提出
 ※5 … 経審結果通知書において
 「雇用保険加入の有無」
 「健康保険加入の有無」
 「厚生年金保険加入の有無」
 上記いずれかの欄が「無」であるが、その後の加入によって申請要件を充足した場合のみ提出

<委託業務>

必要書類	区分	
	県内	県外
① 登録通知書の写し 又は 登録証明書の写し	▲※1	▲※1
② 委任状	▲※2	▲※2
③ 国税納税証明書	○	○
④ 県税納税証明書	○	▲※3
⑤ 技術職員名簿	○	○
⑥ 契約書等の写し	▲※4	▲※4
⑦ 財務諸表 (2ヶ年度分)	○	○
⑧ 現況報告書の写し	▲※5	▲※5
⑨ 役員名簿	○※6	○
⑩ 業態調書	○	×

○：必須提出
▲：必要に応じて提出
×：(原則)提出不要

定期申請・随時申請ともに左記の書類を提出すること。

- ①、⑥、⑦は一定の要件を満たせば省略可
 (⑧ 現況報告書の写しの説明を参照のこと)
 ※1 … 営業にあたり国の登録を受ける必要がある業種のみ提出
 ※2 … 本店以外の営業所(支店)に見積等の権限を委任する場合に提出
 ※3 … 石川県内に委任先となる営業所がある場合に提出
 ※4 … 電子申請において契約実績を入力した場合に提出
 ※5 … 営業にあたり国の登録を受ける必要がある業種のみ提出
 ※6 … 石川県知事の建設業許可を有している場合は提出不要

(2) 建設工事

必要書類	備考
① 経審結果通知書 (経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書) の写し	<p><u>入札参加資格の審査基準日と同日の経営事項審査基準日となっているものを提出してください。</u></p> <p>※ 申請日時点において有効な経審結果を取得している者で、上記審査基準日の経営事項審査を受審済み又は申請中であるが、経審結果を未取得の場合は、事前に石川県土木部監理課入札・契約グループまで必ず連絡してください。</p>
② 委任状 (任意様式可)	<p>従たる営業所(支店)に委任できるのは、<u>営業所技術者を配置して営業する許可業種のみ</u>となります。</p> <p>委任する権限については、少なくとも「<u>入札及び見積に関する件</u>」並びに「<u>契約締結に関する件</u>」を明記してください。</p> <p><委任期間について></p> <ul style="list-style-type: none">・定期申請：申請する入札参加資格の有効期間・随時申請：「申請日」から「申請時において有効な入札参加資格の終了日」 (「7 資格有効期間」を参照)
③ 国税納税証明書 (その3 未納税額のない証明用) (写し可)	<p><u>申請日の1ヶ月前以降に発行された、証明税目を「消費税及地方消費税」とするもの。</u></p> <p>消費税及び地方消費税の未納がないことを示すものであれば、様式その3の2及びその3の3でも可とします。</p>
④ 県税納税証明書 (第2号の3様式) (写し可)	<p><u>申請日の1ヶ月前以降に発行された、証明税目を「県税全般」とするもの。</u></p>
⑤ 役員名簿(様式1) ※ 必ず指定の様式によること。(任意様式不可)	<p><u>建設業法上の石川県知事の建設業許可を受けている建設業者は提出不要です。</u></p> <p><u>申請日時点の役員等をすべて記載してください。</u> また、契約等の権限を委任し、委任状を提出する場合は、<u>受任者が役員でない場合でも記載</u>してください。</p> <p><記載が必要な役員等></p> <ul style="list-style-type: none">・法人：非常勤を含む役員(事業協同組合の場合は理事)・個人：事業主

必要書類	備考
⑥ 業態調書(様式2)	<p>資本関係又は人的関係のある者のうち、<u>石川県の入札参加資格を有する者又は入札参加資格を申請している者</u>について記載をしてください。</p> <p>記載にあたっては、石川県土木部監理課 HP 上の「関係会社の同一入札参加制限に関する関係会社の定義等について」、「関係会社の同一入札への参加制限について Q&A」を参考にしてください。</p> <p><u>※ 該当が無い場合でも提出してください。</u></p> <p><u>※ 県外業者の場合は、提出不要です。</u></p>
⑦ 主観的事項 審査資料	<p><u>県内業者</u>で、別に定める主観的事項審査事務取扱要領により<u>主観点数の加点対象となる場合のみ必要</u>となります。ただし、既に入札参加資格者である者による<u>申請業種を追加するための随時申請の場合を除きます</u>。</p> <p>詳細については「石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領」及び「入札参加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について」で確認してください。</p>
⑧ 保険加入を確認 できるもの	<p>経審結果通知書において「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」欄が「<u>無</u>」であるが、その後の加入によって申請要件を充足した場合のみ必要となります。</p> <p>なお、<u>経審結果通知書において3項目すべてが「有」又は「除外」となっている場合は提出不要</u>です。</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の場合 労働保険料の納付済み領収証書の写し又は労働局の受付印がある概算保険料申告書の写しなど、雇用保険への加入が確認できるもの ・健康保険・厚生年金保険の場合 社会保険料納入確認書、適用通知書の写し又は年金事務所の受付印がある健康保険・厚生年金保険新規適用届の写しなど、健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できるもの

※ ②委任状(委任先が同一の場合)・③国税納税証明書・④県税納税証明書・⑤役員名簿については、委託業務を先に申請しており、建設工事の申請日時点においても有効な書類を提出している場合は省略できます。

(3) 委託業務

必要書類	備考
① 登録通知書の写し 又は 登録証明書の写し	<p><u>測量、建設コンサルタント、建築（設備）設計、地質調査及び補償コンサルタント</u>について申請する場合に必要となります。</p> <p>※ 建築（設備）設計の申請で、営業所に見積等の権限を委任する場合は、<u>委任先となる営業所についても提出が必要</u>となります。</p>
② 委任状 (任意様式可)	<p><u>測量、建設コンサルタント、建築（設備）設計、地質調査及び補償コンサルタント</u>について申請する場合は、各登録規程等に基づく登録営業所以外には委任できません。</p> <p>委任する権限については、少なくとも「<u>入札及び見積に関する件</u>」並びに「<u>契約締結に関する件</u>」を明記してください。</p> <p><委任期間について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期申請：申請する入札参加資格の有効期間 ・随時申請：「申請日」から「申請時において有効な入札参加資格の終了日」 (「7 資格有効期間」を参照)
③ 国税納税証明書 (その3 未納税額のない証明用) (写し可)	<p><u>申請日の1ヶ月前以降に発行された</u>、証明税目を「消費税及地方消費税」とするもの。</p> <p>消費税及び地方消費税の未納がないことを示すものであれば、様式その3の2及びその3の3でも可とします。</p>
④ 県税納税証明書 (第2号の3様式) (写し可)	<p><u>申請日の1ヶ月前以降に発行された</u>、証明税目を「県税全般」とするもの。</p>
⑤ 技術職員名簿 (別記様式第2号)	<p><u>原則として別記様式第2号によること。</u></p> <p><u>当該様式中の事項（職員名、資格名）を網羅しており、電子申請の内容と同一の場合に限り、既存の自社資料等（国土交通省様式を含む）に代えることができます。</u></p> <p>技術職員には、常勤であり、かつ、無資格の従業員も含めて記載してください。</p>

必要書類	備考
⑥ 契約書等の写し	<p>契約実績として電子入力した契約（最大10件まで）について、<u>入力した事項（発注者、件名及び契約金額等）が確認できるもの。</u></p> <p>※ <u>下請案件</u>は電子入力しないでください。</p> <p>※ <u>注文書・請求書のみでは実績が確認できませんので、必ず契約書または請書を提出してください。</u></p>
⑦ 財務諸表 (2ヶ年度分)	<p>審査基準日の決算年度（事業年度）及びその前年度（事業年度）における財務状況が表示された、<u>審査基準日及びその前年同日のもの。</u></p>
⑧ 現況報告書の写し ※ 測量については測量法 第55条の8に基づく書類 (確認印は不要)とします。	<p><u>測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントについて申請する場合には必要となります。</u></p> <p>審査基準日の報告書（審査基準日の決算年度（事業年度）についての内容）で、法令等に基づき受付機関に提出したことがわかる（<u>確認印がある</u>）もの。</p> <p><u>申請に必要な登録（部門）がすべて記載されている場合に限り、当該報告書の提出によって①を省略することができます（<u>測量については省略不可</u>）。また、2ヶ年度分を併せて提出した場合、⑦も省略することができます。</u></p> <p>なお、<u>当該報告書に業務実績として記載されている契約については、⑥を省略することができます。</u></p>
⑨ 役員名簿（様式1） ※ 必ず指定の様式によること。 <u>(任意様式不可)</u>	<p><u>建設業法上の石川県知事の建設業許可を受けている建設業者は提出不要です。</u></p> <p><u>申請日時点の役員等をすべて記載してください。</u> また、契約等の権限を委任し、委任状を提出する場合は、<u>受任者が役員でない場合でも記載</u>してください。</p> <p><記載が必要な役員等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人：非常勤を含む役員（事業協同組合の場合は理事） ・個人：事業主

必要書類	備考
⑩ 業態調書(様式2)	<p>資本関係又は人的関係のある者のうち、<u>石川県の入札参加資格を有する者又は入札参加資格を申請している者</u>について記載をしてください。</p> <p>記載にあたっては、石川県土木部監理課 HP 上の「関係会社の同一入札参加制限に関する関係会社の定義等について」、「関係会社の同一入札への参加制限について Q&A」を参考にしてください。</p> <p><u>※ 該当が無い場合でも提出してください。</u></p> <p><u>※ 県外業者の場合は、不要です。</u></p>

※ ②委任状(委任先が同一の場合)・③国税納税証明書・④県税納税証明書・⑨役員名簿については、建設工事を先に申請しており、委託業務の申請日時点においても有効な書類を提出している場合は提出不要です。

7 資格有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格決定の日の翌日から次の定期審査に基づく資格決定の日までとなっています。

◎令和7年度の入札参加資格の有効期間

県内業者：令和7年6月1日～令和9年5月31日

※令和5・6年の入札参加資格の有効期間は令和7年5月31日まで

県外業者：令和6年6月1日～令和8年5月31日

<例（県内業者の場合）>

① 令和6年度に入札参加資格審査の定期申請を行った場合

→ 令和7年6月1日から令和9年5月31日までの期間

② 令和5年度に入札参加資格審査の随時申請を行った場合

→ 決定通知書に記載の資格決定日の翌日から令和7年5月31日までの期間

8 等級の決定（建設工事のみ）

建設工事の有資格者について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項を審査した点数（客観点数）と県発注工事の成績や災害協定締結などの取り組みを県独自に評価した点数（主観点数）に基づき、有資格者の等級を決定します。

石川県が建設工事を発注する際は、原則として、発注予定金額に対応する等級の有資格者に対して発注するものとしています。

$$\boxed{\text{総合点数}} = \boxed{\text{客観点数}} + \boxed{\text{主観点数 (県内業者のみ)}}$$

<各等級に対応する総合点数及び発注予定金額について（土木一式工事の場合）>

等級	総合点数	発注予定金額
A	850点以上	3,000万円以上
B	760点以上 850点未満	1,500万円以上 3,000万円未満
C	680点以上 760点未満	500万円以上 1,500万円未満
D	680点未満	500万円未満

※ 等級ごとの対応点数等は業種により異なります。

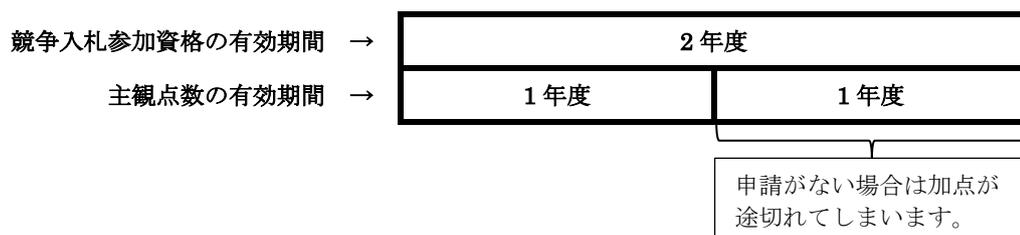
9 主観点数とは（県内建設工事業者のみ）

石川県では、技術力の向上や社会貢献に積極的な地元建設業者を適切に評価するため、石川県内に主たる営業所を置く建設業者を対象に、工事成績や災害協定締結などの取り組みを評価する主観的事項審査制度を導入しています。

主観的事項審査の申請受付は例年 2 月頃に行っており、申請に基づき、主観点数を加
点しています。

※ 詳細は、石川県土木部監理課ホームページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>)
等でご確認ください。

また、主観点数の有効期間は 1 年度限りとなっていますので、競争入札参加資格の
有効期間中、継続して加点を受けることを希望する場合は、毎年度、主観的事項審査
申請を行うことが必要です。



10 資格内容変更の届出について

申請した競争入札参加資格の内容に変更があった場合は、「入札参加資格申請システム」
にアクセスし、登録済みの資格内容を変更入力するとともに、「資格申請内容変更届出書」
及び次ページの表に掲げる必要書類を石川県土木部監理課入札・契約グループあてに送
付してください。

※ 変更の届出は通年で受付していますが、新規に資格審査申請を行った場合で、「入札
参加資格申請システム」上で電子申請が受理された後、審査結果通知までの間に申請
内容に変更があった場合は、変更に関する電子届出は行うことができませんので、書
面による変更届出を行ってください。

建設業許可の内容変更等に関する手続きと競争入札参加資格の内容変更等に関する
手続きは別個の手続きとなっています。建設業許可の内容変更について石川県に届出
を行った場合であっても、競争入札参加資格内容変更の届出は別途に行っていただく
必要がありますのでご注意ください。

建設工事・委託業務両方の資格を有する場合は、それぞれについて変更内容の電子
届出及び書類送付が必要となります（共通する書類は省略可）。

申請業種の追加を行いたい場合、事業承継を行った場合、会社合併・分割等があっ
た場合は、別途の手続きが必要となります。（「11 申請業種の追加について」・「12 建
設業者の地位の承継について」・「13 組織変更があった場合について」参照）

<競争入札参加資格内容変更に係る提出書類一覧表>

変更事項	提出書類				
	資格申請内容変更届出書 (別記様式第3号)	登記事項証明書の写し	委任状 (任意様式)	許可等の変更を証する書類 (証明書・廃業届の写し等)	役員名簿 (様式1)
商号又は名称	○	○	△		
所在地	○	○	△		
代表者	○	○	△		○
代表者以外の役員又は理事					○
資本金	○	○			
契約等に関する権限の 受任者について	支店等の名称	○	○		
	支店等の所在地	○	○		
	受任者	○	○		○
その他の事項 (電話・FAX 番号、担当者等)	○				
許可及び登録等について	○			○	
取下げ	競争入札参加資格の全部取下げ	○		○	
	申請業種の一部取下げ	○		○	

(○：必須提出、△：契約等の権限を委任している場合は提出)

※ 注意事項

- ・ 競争入札参加資格の全部取下げについては、電子申請は不要です。資格取下書(任意様式可)又は資格申請内容変更届出書(別記様式第3号)に取下げの旨を記載して提出してください。
- ・ 既に提出してある業態調書に変更が生じた場合は、新たな業態調書を作成し、速やかに土木部監理課入札・契約グループまで提出してください。
- ・ 許可換え以外の理由(許可の失効等)による許可番号変更の場合は、変更ではなく、再度、新規申請の手続きを行っていただく必要があります。
- ・ 申請業種の追加を希望する場合や組織変更があった場合は、別途の手続きが必要となります。
- ・ 委任状の期間については、
 定期申請：申請する入札参加資格の有効期間
 随時申請：「申請日」から「申請時において有効な入札参加資格の終了日」
 (「7 資格有効期間」を参照)
- ・ 役員名簿(様式1)は指定の様式により提出してください(任意様式不可)。また、建設業法に定める石川県知事の建設業許可を受けている建設業者については提出不要です。

11 申請業種の追加について

既に競争入札参加資格を有している場合で、申請業種の追加を希望する場合は以下の手順で随時申請を行ってください。

なお、委託業務における詳細区分（建設コンサルタント業務における「道路」・「鉄道」など）の追加については、随時申請ではなく変更として取り扱うので、当該区分の登録を受けていることを証する書類を添付して変更の届出を行ってください。

- ① 「石川県 CALS/EC ホームページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>)」より、「入札参加資格申請システム」にアクセスし、電子申請を行ってください。
前回申請した内容が既に登録されていますので、システムにログイン後、該当する区分の「随時」の「変更申請」を行い、追加を希望する業種を入力してください。
- ② 新規に申請を行う場合と同様の必要書類を石川県土木部監理課入札・契約グループあてに送付してください。（「6 資格審査申請の方法」参照）
建設工事の場合で、随時申請の審査基準日に対応する経営事項審査結果通知書には追加を希望する業種について記載されていない場合は、申請時点で有効な経営事項審査結果通知書で当該業種について記載されているものを提出してください。

12 建設業者の地位の承継について

建設工事の入札参加資格を有する建設業者が、相続・事業譲渡・合併などによる事業承継を行った際に、事前に許可行政庁の認可を受けている場合は、承継者に対し入札参加資格に係る地位の承継をさせることができます。

この場合、「入札参加資格申請システム」にアクセスし、登録済みの資格内容を変更入力するとともに、「資格承継申請書」を石川県土木部監理課入札・契約グループあてに送付してください。

また、建設業法上の国土交通大臣の建設業許可もしくは石川県知事以外の都道府県知事の建設業許可を受けている建設業者については、各許可行政庁から交付された事業承継に係る認可通知書の写しを併せて送付してください。

事前に許可行政庁の認可を受けていない事業承継の場合は、上記の申請を行うことはできませんので、被承継者の有する競争入札参加資格の全部取下げの申請を行い、改めて承継者より新規の随時申請を行ってください。（「6 資格審査申請の方法」・「10 資格内容変更の届出について」参照）

13 組織変更があった場合について

会社合併・分割等により組織変更があった場合は、競争入札参加資格の再審査申請を行うことができる場合があります。

再審査申請に関する手続き、提出書類等については、組織変更の状況により異なる場合がありますので、石川県土木部監理課入札・契約グループまでお問い合わせください。

14 経常建設共同企業体の申請について

中小・中堅建設業者が、経営力・施工力を強化する目的で経常建設共同企業体を結成し、石川県が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする場合は、共同企業体としての競争入札参加資格審査申請を行う必要があります。（単体企業の競争入札参加資格申請とは異なる手続きとなります。）

※ 経常建設共同企業体に関する申請手続きや入札における取扱い等については、石川県土木部監理課ホームページ（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>）に掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

15 電子入札への参加について

石川県では、平成 26 年 6 月より、建設工事及び業務委託の入札について、電子入札を全面的に実施しております。

電子入札に参加するためには、競争入札参加資格申請に関する手続きとは別途に、ICカード（電子証明書）を購入し、「電子入札システム」にて利用者登録を行っていただく必要があります。

※ 「電子入札システム」に関する設定方法・操作マニュアルについては、「石川県 CALS/EC ホームページ（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>）」をご確認ください。